

2023年 3月 8日

定款、および規程等改正のお知らせ

日本バドミントン協会では、2023年3月5日（日）に行われました第85回評議員会、並びに第413回理事会において、『定款および定款細則の改正』『役員等候補選出委員会規程及び同委員会細則の改正』等に関して審議、並びに決議が行われ、以下となりました。

記

【第85回評議員会において改正となった内容】

- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 定款（改正）
- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 定款細則（改正）
- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 役員等候補選出委員会規程（改正）
- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 役員等候補選出委員会細則（廃止）

※変更箇所については、別添1）参照

【第413回理事会において新規承認及び改正となりました内容】

- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 強化システムに関する規程（新規）
- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 公認審判員行動規範（新規）
- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 役員懲罰規程（新規）
- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 倫理規程（改正）
- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 倫理・コンプライアンス委員会規程（改正）
- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 司法機関組織運営規程（新規）
- ◆公益財団法人日本バドミントン協会 登録者等懲罰規程（改正）

以上

新規承認及び改正されました各種については、本会HPにて公開しております。

《日本バドミントン協会HP》<https://www.badminton.or.jp/>

《本件に関するお問い合わせ》

日本バドミントン協会

事務局（広報担当）

電話：03-6434-5141

090-7242-5887

Mail：press@badminton.or.jp

別添1)

◆公益財団法人日本バドミントン協会 定款（変更箇所のみ抜粋）

第4章 評議員

第11条

改正前) この法人には評議員50名以上60名以内を置く。

改正後) この法人には評議員12名以上を置く。

第6章 役員及び会計監査人

第22条 この法人には、次を置く。

(1)

改正前) 理事15名以上20名以内

改正後) 理事7名以上10名以内

新規追記)

附 則 この定款は、令和5年度の定時評議員会が終結した時から施行する。
ただし、第11条の改正規定は、令和7年度の定時評議員会が終結した時から施行する。

◆公益財団法人日本バドミントン協会 定款細則（変更箇所のみ抜粋）

新規追記)

評議員（評議員選出方法及び定数）

第6条

(1) 地区連盟推薦者 10名以上（各地区連盟から推薦された者）

(2) 外部有識者 2名

2 前項における評議員の選考方法については、役員等候補選出委員会を開催し、候補者を選出して評議員会の承認を経て決定する。

第4章 役員

改正前)（選出方法及び定数）

改正後)（役員選出方法及び定数）

第7条 定款第24条に定める役員の選出については、次の各号により、評議員会で選出する。

改定前)

(1) 地区推薦理事 10名(各地区連盟において互選された理事とする)

(2) 推薦理事 6名

(3) 学識経験者理事 4名

(4) 監事 3名

改定後)

(1) 理事 7名以上10名以内

(2) 監事 3名

新規追記)

附 則 この細則は、令和5年度の定時評議員会が終結した時から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和7年度の定時評議員会が終結した時から施行する。

◆公益財団法人日本バドミントン協会 役員等候補選出委員会規程（変更箇所のみ抜粋）

（構成）

改正前）第3条 選出委員会は、評議員10名及び専務理事で構成する。

改正後）

⇒第3条 選出委員会は、6名以上10名以内で構成する。

- （1）会長及び専務理事 2名
- （2）評議員から選出された者 3名以内
- （3）理事以外の外部有識者 3名以内
- （4）監事から選出された者 1名
- （5）事務局長 1名

改正前）選出委員会の評議員は、評議員会において選任及び解任する。

改正後）選出委員会の委員は、理事会に諮って、会長が委嘱する。

改正前）選出委員会に委員長を置き、委員長は構成員の互選とする。

改正前）選出委員会に委員長を置き、委員長は構成員の互選とする。ただし、会長及び専務理事は、委員長に選任することはできない。

新規追記）

（評議員の候補者選考の留意事項）

第7条 評議員の構成は、次のとおりとする。

（1）地区代表として、都道府県協会を次のとおり9地区に区画し、各地区より選出された者各2名以内

- ① 北海道地区（北海道）
- ② 東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
- ③ 関東地区（東京、神奈川、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨）
- ④ 北信越地区（新潟、長野、富山、石川、福井）
- ⑤ 東海地区（静岡、愛知、三重、岐阜）
- ⑥ 近畿地区（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- ⑦ 中国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- ⑧ 四国地区（香川、愛媛、徳島、高知）
- ⑨ 九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

（2）連盟代表として、次の8連盟から選出された者2名以内

- ① 日本実業団バドミントン連盟
- ② 全日本学生バドミントン連盟
- ③ 日本教職員バドミントン連盟
- ④ 全国高等学校体育連盟バドミントン専門部
- ⑤ 日本レディースバドミントン連盟
- ⑥ 日本小学生バドミントン連盟
- ⑦ 日本中学校体育連盟バドミントン専門部
- ⑧ 日本社会人クラブバドミントン連盟

（3）外部有識者2名以内

2 前項第1号及び第2号において2名選出する場合は、1名以上を女性とするものとする。また、1名以上を外部有識者とすることが望ましい。

3 前2項の外部有識者とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バドミントン競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該

対象者を外部有識者とみなす。

(1) 本会と下記の密接な関係がある者

① 過去4年間の間に本会の役職員又は評議員であった者

② 本会と加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者である者

③ 本会の役員又は幹事職員の親族（4親等以内）である者

(2) バドミントンにおける我が国の代表選手として国際大会への出場経験がある、又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

(3) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バドミントンの指導者として特に高い指導実績を有している者

(理事及び監事の候補者選考の留意事項)

第8条 理事及び監事の定年年齢を原則満70歳とし、その者の退任の日は、任期満了の日とする。但し、特別な理由がある場合は、定年年齢を満80歳とする。また、選任年度の末日（3月31日）までに定年年齢に達する者は、評議員会への選任提案を見合わせるものとする。

2 理事及び監事の在任期間は、同一職において、原則、連続5期10年までとする。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。

(1) 当該理事が在任期間中に Badminton World Federation（世界バドミントン連盟）及び Badminton Asia 等の国際スポーツ組織の役職者として就任している場合

(2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上及び中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合

3 理事候補者の構成は原則として、いずれの性別の割合も40%以上となるものとする。

4 理事候補者の構成は原則として、外部理事の割合が25%以上となるものとする。

5 前項の外部理事とは、最初の就任時点において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計またはビジネス等の（バドミントン競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。

(1) 本会と下記の密接な関係がある者

① 過去4年間の間に本会の役職員又は評議員であった者

② 本会と加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者である者

③ 本会の役員又は幹事職員の親族（4親等以内）である者

(2) バドミントンにおける我が国の代表選手として国際大会への出場経験がある、又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

(3) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、バドミントンの指導者として特に高い指導実績を有している者

(改 廃)

改正前) 第10条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

改正後) 第12条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

新規追記)

附 則 この規程は、令和5年3月5日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和7年度の定時評議員会が終結した時から施行する。

◆公益財団法人日本バドミントン協会 役員等候補選出委員会細則
本細則を廃止する

以上